

1. パスポート取得手数料の減免、手続きの簡素化について

日本人の海外旅行者数は2,000万人の目標達成に向け、官民一体となった取り組みを推進しているが、2012年度をピークに漸減傾向となっている。国際社会での相互理解にもつながる海外渡航機会を減らさないためにも、パスポート取得手数料の減免などの海外渡航優遇施策に取り組まれない。

(具体的検討項目)

- (1) 12歳未満に適用されている旅券発給手数料の減額措置を25歳未満まで引き上げ。
- (2) 20歳以下を対象とした、5年有効旅券の発給手数料の引き下げ。
- (3) 本人が申請した場合の即日発行。
- (4) 窓口の受付・交付時間や場所のさらなる拡充。(申請は住民登録のある市区町村にて対応)
- (5) パスポート申請・更新手続きの簡素化見直しとセキュリティ強化

【回答】

パスポート取得手数料の減免、手続きの簡素化について。12歳未満に適用されている旅券発給手数料の減額措置を25歳未満まで引き上げるというご要望をいただきました。これは現在、われわれは手数料を減額する対象というのをご承知のとおり12歳未満と設定させていただいております。これは平成7年に法改正したときに、それまでは小さいお子さんにつきましては、例えばそのお母さんと一緒に写真を撮って、それを載せて併記というのをやっていたのですけれども、そうではなくて、やはりセキュリティの関係で、どんなに小さくても1人1冊必要だという仕切りをつくったものですから、その関係で小さいお子さんのいらっしゃるご家庭のご負担というのを勘案して、当時のその手数料を一般の手数料の半額ということで設定させていただいたというのが元々の経緯でございます。その際に12歳未満として設定したのは、航空運賃、鉄道運賃ですとか、一般社会通念上、概ね定着していると思われる基準を参考にさせていただきました。ここが実は一番重要といいますか、一番難しい点でございます。何歳に線引きをするのかということについて、これは対外的に公平かつ合理的な理由付けとして、皆様方に理解していただけるものである必要がある。ここは法律上、実は手数料というのは法律に書いてございますので、法改正が必要になります。ですからその際も、例えば法制局ですとか国会、国会に上げるということではないですけれども、いずれにしてもその審議をいただく際に、そういう観点からの厳しい判断といいます

か、観点からの議論が出てくるということでございます。そういう観点で考えますと、私ども、いろいろ検討はしておりますけれども、やはり12歳以外の年齢を設定するというのは、現在のその制度、現状を踏まえますと、なかなか難しいのではないかというふうに考えております。これが第1問の一つのご要望に対するわれわれの検討結果でございます。

20歳以下を対象とした5年有効旅券の発給手数料の引き下げということでございます。先ほど申しあげました12歳未満の申請者に発給される、これは5年旅券ということになりますけれども、その手数料というものは6,000円を設定しております。12歳以上の場合にはそれよりも5,000円高い1万1,000円になっております。先ほども触れましたけれども、旅券の手数料というものは法律・法定事項でございまして、そこの中には旅券の作成にかかる行政経費にあたる直接経費のほかに、海外での邦人の保護ですとか援護措置を必要な場合は行うわけですが、そういう諸活動に要する経費、いわゆる間接経費と呼んでおりますが、こういうものから構成されているものでございます。やはりここも年齢を改正することになりますと法改正が必要になりまして、やはりこれは皆様方に広くご理解いただけるような合理的説明というものが求められるということで、やはりこの点につきましても、一番上のアウトリと同じように、現段階では難しいのかなというふうに考えます。

本人が申請した場合の即日発行とお書きいただいております。まず、旅券といえますのは、国際的信頼性を確保するために、これもわれわれの日々の業務の中で確認をしているのですけれども、中には申請をする際に他人になりすまして申請を行うようなケースが実際にございます。そのような旅券の不正取得を防止する必要がございまして、そのためには、やはり旅券の申請から発給までには本人確認というものが重要でありまして、ここを慎重に行う必要がある。そのためにはやはり一定の時間が必要だということで、皆様方にご理解いただいております。

ただ、私どもとしましても、なるべく早くというところは常に頭に入れて制度設計を考えているわけですが、もう一つ要因としてございますのは、現在、申請、それから交付手続きを含めまして、都道府県に委託している。地方自治法上の法定受託、1号受託という言い方をしておりますが、具体的にはその都道府県の事業になっているということです。国としましては、行政手続法の関連規定に基づきまして、旅券発給の標準処理期間としては6日程度というのをお示しさせていただいているということです。この6日には申請日、それから交付日を含めております。その間に休日が入る場合には、それは含めずに6日間とカウントしておりますが、そのように一応標準処理期間を定めつつ、他方、人道的なケースで、海外で事件や事故に巻き込まれたような場合ですとか、あるいはまた、人道的なケ

ース以外でも、ビジネス上の都合でどうしても早く旅券が必要なのだという場合には、必要性が認められれば、例外的な措置として、都道府県様の方で即日、あるいは緊急発給という対応をされていらっしゃるというように聞いております。ここにつきましては、もちろん人道的なケースであれば、私どもも都道府県様と緊密に連携をさせていただいて、なるべく早く対応できるように努力しているところでございます。ただ、ここもやはり、例えば大規模な旅券発給・発行数があります大都市、東京ですとか、大阪ですとか、名古屋ですとかというところは、やはり人道的ケース以外で即日ということを考えようとしても、それはなかなか難しいというのが実態だと。先ほど申し上げた法定受託事務というのは、基本的には各都道府県様の方でそれぞれの住民のニーズですとか、あるいは住民サービスの観点、それから行政コストの観点、総合的に考えた上でどういうふうにしましょうかということのを都道府県様自身が検討されて決められるということでございますので、なかなかそこは国の方から一律に何日間で発給しなさいということにはならないということで、早く発給してくださいというご要望につきましては、今申し上げたようなことをご理解いただいているというところでございます。

窓口の受付・交付時間や場所のさらなる拡充というふうにお書きいただいております。これも繰り返しておりますが、旅券事務は都道府県の法定受託事務であって、今、平成16年以降は、その都道府県がさらに市町村に再委託するということも法律上できるようになっております。その都道府県の窓口、それから市町村の窓口を全部合わせますと、今は約1,000カ所で申請することができるということになっております。これも先ほど触れましたように、どこでどのくらいその窓口をつくるのかというご判断は、都道府県様ご自身が住民サービスや住民の利便性や行政経費等を総合的に判断された上で、まさに地方自治の精神によって、自主的に、自律的にご判断して決定されるものであるということで、国の方からこうすべきだということをご指導したり、助言するという立場にはないということでございます。

パスポート申請・更新手続きの簡素化見直しとセキュリティ強化ということでいただきました。これも皆さんよくご存じでいらっしゃいますとおり、旅券というのは、それを持っている所持人の国籍ですとか、その他、身分事項を保証する唯一の国際的な身分証明書となっております。また、それがゆえに国際的な信頼性というものを維持・向上するということが国の仕事としてあるというふうにわれわれは考えております。それがために、大体5年から7年ぐらいのスパンで最新のセキュリティ対策を旅券に組み入れて、これまでやってきているということでございます。次の時期の旅券につきましても、そういう観点から、国際標準、ICAOというところが旅券の国際標準を示していますけれども、それにも合致する

形でセキュリティの一層の強化を行うということで、次の旅券の開発をしようということで、今、日々行動しているところでございます。先日発表されて、結構関心を呼んだものとして、次期旅券の新しいデザインがございしますが、葛飾北斎の富嶽三十六景を取り入れたということでございます。これも一つは、やはりセキュリティの対策の一つだということでございます。

先ほど来触れておりますけれども、そういうセキュリティの向上というニーズ、責務、また同時に、少しでも安く、早くお届けするというところで、常にわれわれはそれを認識して検討を重ねているわけですが、やはり一番重要なのは所持人とパスポートの関係と申しますか、それは本人確認という点が一番重要であって、それがために、やはり一定の時間は必要ですし、その確認のための必要書類を求めているということでございます。ただ、これは先ほど来ましたトヨカワさんが非常にお詳しいのですが、最近マイナンバーというものができておりますし、今現状で申し上げますと、戸籍事務とマイナンバーというものが必ずしも紐付けと申しますか、十分に関連付けられているわけではないので、すぐにマイナンバー、マイナンバーカードを持ってきていただければ戸籍は必要ないですよということはまだ言える状況ではございませんが、ここは法務さんの所管になりますけれども、仮にその戸籍事務とマイナンバーが有機的に、データのつなげられれば、そこは将来的には、いつかはわかりませんが、例えば戸籍謄抄本の提出というのは必要なくなるということになれば、それはある意味、国民へのサービスの向上ということも言えるのかなというふうに認識しております。

旅券申請書入手方法のWEB化についてというふうにいただいております。こちらはお書きいただきましたとおり、現在申請書につきましては窓口でしか入手できないので、申請のときには窓口に行って申請せざるを得ないという、実態上、そのとおりになってございますが、実は私ども、電子形式、われわれはダウンロード申請書と呼んでいますが、これは実は一部で始めていると。ただ、これは国内ではまだ運用しておりませんで、在外公館での運用を本年1月から開始いたしました。その状況を見極めつつ、国内でもできるだけ早く導入したいとは思っているのですが、現状を申し上げますと、在外での申請者のうち、そのダウンロード申請、コンピュータの画面上である程度打ち込んで、それを印刷して、旅券を在外公館に申請するときには、その上に署名していただくという形になるわけですが、その形を利用されている方が約20%ぐらいいるというふうに聞いております。概ね非常に好評なものですから、これはぜひ国内でも導入したいとも考えておりますが、やはり先ほど来申し上げておりますとおり、国内は都道府県様が法定受託事務としてやられているということもありまして、そこはやはり都道府県様のご意向ですとか、あるいはその対応、マンパワーの問題もあるでしょう

し、それはよく意思疎通を図った上で、無理のない形で、かつできるだけ早い導入というのはできないかと考えているところでございます。

2. 旅券申請書入手方法のWEB化について

旅券申請書については、現在市区町村の窓口や旅券センターでしか入手ができない。地理的・時間的に制約を受けて不便である。そこで、旅券申請書のWEB化による、利便性向上に取り組まれない。

【回答】

旅券申請書入手方法のWEB化についてというふうにいただいています。こちらはお書きいただきましたとおり、現在申請書につきましては窓口でしか入手できないので、申請のときには窓口に行って申請せざるを得ないという、実態上、そのとおりになってございますが、実は私ども、電子形式、われわれはダウンロード申請書と呼んでいますが、これは実は一部で始めている。ただ、これは国内ではまだ運用しておりませんで、在外公館での運用を本年1月から開始いたしました。その状況を見極めつつ、国内でもできるだけ早く導入したいとは思っているのですけれども、現状を申し上げれば、在外での申請者のうち、そのダウンロード申請、コンピュータの画面上である程度打ち込んで、それを印刷して、旅券を在外公館に申請するときには、その上に署名していただくという形になるわけですけれども、その形を利用されている方が約20%いるというふうに聞いております。概ね非常に好評なものですから、これはぜひ国内でも導入したいとも考えておりますが、やはり先ほど来申し上げておりますとおり、国内は都道府県様の方が法定受託事務としてやられているということもありまして、そこはやはり都道府県様のご意向ですとか、あるいはその対応、マンパワーの問題もあるでしょうし、それはよく意思疎通を図った上で、無理のない形で、かつできるだけ早い導入というのはできないかと考えているところでございます。

【質疑・応答】

【質問】

直接旅券と関係してくるかどうかはわかりませんが、今、訪日外国客数はバースト伸びていて、出国日本人数というのは昨年はちょっと減って、今年に入ってから対前年からは伸びているというところではありますが、まだまだ少ない状況であるかなど。私たちとしては、やはりまだまだ日本人はもっともっと海外に行くべきだろうと思いますし、行くことは必要というふうに考えている中ではありますので、そういった出国日本人数が減ってきている、減っていったという状況について、旅券と結

び付けるのは適切かどうかはわかりませんが、何か外務省の方でお考えというのはあるのかどうかをお聞かせいただきたい。ここには書いていないことで申し訳ないのですが。

【回答】

直接出国者数と旅券というのは、出国したい人が旅券を入手されて行くという手続きになるので、旅券があるから出国するというふうには、現在皆さんの旅券の取得状況を見ると難しいので、だからこの関連性があるというところまではこちらでも確認もできておりませんし、ただ、その旅券と出国者というのは、旅券の取得がふえれば出国者数もふえるというのは、おそらくそこはきちんと関連性があると思いますので。特にその連携については確認もできていないので、特にこちらでは出国者数増加というところまでは考えておりませんが、何らかの形で旅券課といたしますか、外務省として貢献できるようなことがあれば、そこは前向きに検討できればなと思っておりますが、現時点でなかなか具体的な案というものがございませんので、もし何か逆にこうしたらいんじゃないかというご提案がございましたら、ぜひ教えていただければと思います。すみません、答えになっておりません。

【質問】

この要請の内容としては、やはり旅券手続きの簡素化であったり、手数料が安くなればとか、そういったものがきっかけとして海外に行く人がふえればなというところから要請文を作成したところもありますので、ぜひそのためにもと言うのもおかしいのかもしれないですが、引き続きこの内容について、ご検討いただけたらいいのかなと思っています。

【回答】

承知しました。ちょっと外務省とはまた別の、民間の旅行会社さんの方でやっているという取り組みを、いつもではないのですが、旅券を取得してその旅行パックを予約した方に対して、その旅券の手数を割り引くとか、そのようなキャンペーンをしている旅行会社さん、年間ではないのですが、時期を区切って、そのような形で対応されているという話は聞いたことがあります。どこかというのはちょっと失念してしまいましたが。やはり旅券の代金の1万1,000円、1万5,000円、お子様は12歳未満ですと6,000円というものよりも、例えば1回旅行に行くと、おそらく10万円、20万円、近いところでもやっぱり何万円かはかかってしまうので、そこは旅行者の皆様が、すみません、旅券と離れてしまうのですけれども、どこを見てこれだったら行こうと考えてくださるかなと思うと、何が一番いいのかなというのはなかなか難しい。旅行代金が例えば1万円、2万円安くなれば結構安くなったなという気にはなるのですけれども、旅券はなかなか。お子さんでも6,000円払

わないといけないので。

【質問】

それは旅行業者で発券手数料を負担して。

【回答】

負担したか、たしか旅行パックから割り引いたか。ちょっとそのあたりは承知していないのですけれども。ちょっと何か新規に旅券を取得した人に得点があるという話を昔聞いたことがありました。

【質問】

業界団体でも「もっと海外へ」ということで、数年来そのキャッチフレーズの下に海外旅行推進というのをされてきているというところは認識しておりますし、今回のパスポートのところと旅券のところは、観光庁でも今、若者の海外旅行の促進というのを施策で挙げられていると思います。そういった観点からもできることは何だろうかということ、少しここ近年で申入れをさせていただいているものにはなるのですけれども、1人でも多く海外渡航者がふえればなという思いはあります。

ご回答いただいた手数料の話ですけれども、その内訳も併せてご回答いただきまして、ありがとうございます。減額要請をしておきながら何なんですけれども、逆にその手数料がこういった形で役に立っているのだというものがもうちょっと世の中の消費者に理解が浸透すればいいのかなと思っています。要は外務省のホームページを見て、例えばそういうところが周知できるとか、何かそういったことが今後出てくれば、なおのこと消費者の理解は深まるのかなと思っていますので、そういった観点も少しご検討いただければありがたいかなと。やはり海外旅行に行かない理由としては、世の中のいわゆる政情不安とか、いろいろな諸問題が出ているというふうには聞いていますので。今、外務省さんでいけば安全渡航の情報をお流しいただいていると思いますけれども、何かそういったところの中でも。責任を持って「安心です」と言える国があるかどうかというのは、正直難しいところではあると思いますけれども、何か後ろ支えになるような。事実、危険なものは危険ですと言うことはそうですし、逆に本当にここは安全なんだということがワンフレーズでもあれば、少し旅行者の考え方が変わるかもしれませんので、何かそういうところも発展的なものになればと思っていますので、よろしくお願いします。

即日発行のところは、たしか広島とか岡山で3日間とか、自治体でされているというところは聞いてはおりますので、そういったところがもっと、各自自治体の判断にはなるのでしょうけれども、ふえていくことがわれわれとしても望ましいとは思っています。

【回答】

岡山さん、広島さんは、たしか4,000円、6,000円+ α で。

【質問】

別途手数料を取るんですね。

【回答】

別途手数料を取って出しているということを拝聴しております。

【質問】

サービスは有料という観点もありますから、そのルールに基づいてだとは思いますが、でも本当に急いで行きたい人は、

【回答】

お金を払ってでもという。

【質問】

WEB化のところは、実は先ほどホームページを拝見したときに、在外公館での手続きには開始をされているというのは拝見したところではあるのですが、内容を拝見していると、おそらくすぐにでも国内で使えるような内容になっているのかなというふうにも、ちょっと変えればできるような体制づくりをされているのかなとは思いましたので。先ほどおっしゃったように、運用を見ながら国内でもすぐに使えるような形で進められているのかなというところ。これは法改正が必要とか、そういったところもあるんですか。それはないですか。

【回答】

もう既にこのダウンロード申請書を導入した時点で省令は改正しておりますので、省令を改正して、これが申請書ですということで指定いたしましたので、そこは新たな法改正は必要ございません。

【質問】

やはり運用ですかね。

【回答】

運用面で、そうですね、一応今は先行実施ということで、国外の方で実施しております、いろいろ今はアンケートとか問題点とか、あとは「ここがうまく入らない」とか、やはり導入直後はいろいろな問題点が出てきていますので、システム上いろいろ直したり、あとは入れるときにこういう紙がジャムってしまったとか、

なかなか読み込めないとか、裏写りしてしまったとか、写真がずれるとか、細かいことを言うと署名が読めないとか、いろいろありまして、今そこをシステムのにも直しつつ、あと、国内だと、やはり発給数が、申請者数が全く違いますので、在外で受け付けるスピード感と、今度は国内のスピード感の中で運用できる状態にまで今持っていこうとしているところですので、外務省といたしましてはなるべく早くやりたいという気持ちはあります。

【質問】

例えば先ほどお聞きした申請にかかる費用の中に旅行者の保護とか、そういう人命的なこととかということも含まれているとお聞きしたので。私たちも専門ではないので旅行は、交通関係なんですけど、やはりそういうことは知らなかったもので、そういうことを教えていただくと、やっぱり必要な分だろうなということが非常に理解できて、そういうことが広報というか、そういうものがあつた方が皆さん理解するのかなと。

何となく一般的には、あのパスポートをつくるのに必要なお金としか思わない。ICカードだから高いのだろうなとか思ってしまう。

【回答】

ICカードは1,000円ぐらいでしょうか。

【質問】

特に1回しか行かない人達は最低5年をつくるのでしょけれど、でも、わからないから10年つくっておこうかなとか、やっぱりいろいろになると……。だからそういうことへの理解があれば、助け合いの精神ではないけど、日本国民のため、旅行者のみんなのために、例えば何か被害が遭ったときに外務省がすぐいろんな対応をしてくれるための費用だというふうに分かっていたほうが、やっぱり皆さんの理解は高まる。

超高齢者層ということで行くと、本当に人生で最後の旅行があつたときに、1回だけ時限的に使えるパスポートがあつてもいいんじゃないかとわれわれの政策の議論にあつて。そういうものも何らかの海外渡航のきっかけにもなるんじゃないかみたいなところが多々あつたものですから。

【回答】

高齢者の方も、若い皆さんが海外へ行っていいなと思ったら、ちょっとまた旅券と離れてしまって申し訳ないのですが、皆さんが海外渡航をふやすという意味では、やはり若い世代の方が海外に行ってよかったからまた行くという形で、繰り返して行ってくださるといいなと思うのですけれども、それが修学旅行なのか、何かの研修なのか、どちらかの広報なのかというところは、観光庁さんがおそらく全部取りまとめてやっていると思うのですが、その中で旅券の位置付けというのも確かに……。

3. 日本人渡航者による観光ビザ免除の対象国拡大について

国際交流拡大の観点から、今後も観光需要の拡大が見込まれる地域（去年はミャンマー・インド・カンボジア・ロシア・ブラジルについて確認したが）など、日本人の観光ビザ免除対象国拡大に向けた取り組みが必要である。対象国拡大に向けた取り組み状況を明らかにされたい。

【回答】

ミャンマーにおける日本人渡航者に対する観光ビザ免除対象拡大についてに関して、ミャンマーの現状を説明させていただきます。

ミャンマーについては、一応、外交官、公務員、一般の方、すべてにミャンマーに渡航する場合は査証が必要になっています。以前より、以前というのは2013年というのが、その翌年の2014年というのが日ミャンマー外交関係樹立60周年という記念の年でしたので、それに合わせて2013年からミャンマーとの間で査証緩和について協議を行ってきました。で、2013年の3月に岸田外務大臣がミャンマーを公式訪問されて、その際に相手であるワナ・マウン・ルイン外務大臣と外相会談を行いました。その際に日本人に対する査証緩和というのを働きかけをいたしまして、さすがに免除というわけにはいかなかったのですが、最終的にミャンマー側が取った措置としては、これは日本人のみならず、世界中のすべての観光客を対象にしていますが、インターネットで観光査証が申請できるという制度を設置しました。それを通称 e-Visa と呼んでおりますが、その e-Visa によって、これまでミャンマーに査証を申請する場合は東京・品川にあるミャンマー大使館にいちいち旅券を申請して査証を取得する必要があったのですが、それがインターネット上で観光ビザが取得できるようになったと。まずそれで大使館に行く手間が省けたというのと、これまで1週間くらいかかった査証発給の期間も大体2日か3日ぐらいで出るようになりました。という観点から、一応ミャンマー側としてはそういった形で外国人に対する訴訟緩和措置を実施したというのが今の現状になります。

【回答】

カンボジアもミャンマーと同様で、現状ではすべての旅券、一般、外交、公用関わらず、査証が必要になっております。カンボジアについては2013年が日カンボジア外交関係樹立60周年ということもありまして、両国の人的交流を拡大するために、日本側からカンボジアに対してビザ発給要件の緩和、ビザ免除等々を働きかけました。なかなかカンボジア側の立場もありまして、ビザ免除とまではいかなかったのですが、今までシングルビザしか発給されていなかったものが

数次ビザが発給されるようになりました。これは2013年12月11日より開始されております。このときにはハイレベルからの働きかけも行っております。

今後も、まだビザ免除は実現に至っていないのですが、引き続き機会を捉えて努力、免除に向けて働きかけを行う機会があればというふうに思っております。

【要望】

やはり査証免除というのは、渡航に関してのバーがクリアされるみたいのところになりますので、より訪問しやすいような環境づくりという面で、引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

相互主義の観点から慎重な対応もしなければならぬということも承知しておりますけれども、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

【回答】

インドにおける日本人観光ビザ免除対象国拡大に向けた取り組みということで、インドの取り組みを簡潔に私から述べさせていただきたいと思っております。

インドを旅行する際に取得することが義務付けられているのは観光ビザでございます。インドの政府のホームページに行きますと、この観光ビザの目的といたしましては、例えばふつうの旅行であったり、インドに滞在している友人に会う目的であったり、または親戚に会う等のためというふうに、こういうふうに定められておりました。ビザの有効期限は一般的に6ヵ月間有効で、数次、マルチのビザが出されます。

インドと日本は毎年首脳相互訪問をしております。去年12月に日伊首脳会談がデリーで行われました。この中で両国の首脳は両国国民間の交流を促進することの重要性を認識いたしまして、その両国国民のため、ビザの手続きを一層簡素化することの重要性を協調しました。そしてこの首脳会談におきまして、インド側の首相、モディ首相は、具体的な措置としまして、ビジネス関係者を含むすべての日本人を対象に、インド到着時の数次ビザ発給、これは英語ではVisa on Arrival、アライバルビザですね。この決定を表明しまして、今年の3月1日から実施しております。ということで、インドの空港に到着して、そこで旅行者はインドのビザを入手することは可能になりまして、これによりまして、より日本人の観光客がインドに行くやすくなったとすることができます。対象の空港としましては、デリー、それからムンバイ、チェンナイ、コルカタ、ベンガロール、ハイデラバード、こういったインドの主要な国際空港でインド到着時のビザを取ることができると。そこでは専用カウンターも設けられておりました。そこで入手が可能になりました。ということで、インド側のこういった積極的な取り組みもございまして、より日本人の観光客

がインドの方に行きやすくなっているということでございます。

【回答】

ロシア側のビザの簡素化ということで、なかなかロシアの方が変わってくれないと難しい面はありますけれども、基本的にビザが必ずしも相互主義ではないという立場に立ちながらも、やはりある程度、日本側も緩和の流れに沿って施策を出していくという中で、ロシア側にも緩和策を求めていくというような取り組みをやっております。

ご案内のとおり、5月の観光ビジョン実現プログラムの中で、ロシアについては新規の施策として、ロシアから日本に来る数次ビザ査証の緩和を発表いたしました。これはあくまでこれに合わせて発表したものにすぎませんで、全体の流れとして、さらに緩和化を何かしら今後も考えていくということでわれわれは取り組んでいきますので、そこでなるべく見合いを取りながら、少なくとも日本の施策に全く同じでなくてもいいので、追い付くような形でロシア側にもできることを考えてほしいと。そういうのを人的往来の活性化という観点の中でロシア側に求めていくということを考えております。

具体的に日本からロシアに今行っている人の人数というのが、大体このところ10万人前後で、ずっと変わっておりません。ビザについてもほとんど制度は変わっていないのですけれども、中でもわれわれの認識としてロシアのビザでよく問題として取り上げられるのが、基本的に決めた日程の範囲でしかビザがもらえない。その日程を決めるために、その日程の入った旅行者からの書類を取らないといけないということで、これをせめてもうちょっと柔軟な方法で取れるようにできないかなと。そういうことをわれわれとしても求めていきたいと思っていますし、これはちょっとビザとは違うのですけれども、一般的に滞在してからの登録ですとか、そういうのもロシアはかなり制度が多く残っています。これは旅行者にも適用されます。旅行者も3日以上とかでしたら滞在登録、許可ではなくて登録が必要になって、基本、ホテルに泊まれる方がほとんどなので、そこでやってもらえるわけですが、そういった制度の簡素化とか、査証及びその周辺のものでロシア側としてできるものを考えてほしいということで、ロシア側には働きかけているところです。

これもご案内のとおりですけれども、日ロ関係全般につきましては、ゴールドウィークの安倍総理の措置法も、その中でも人的交流の活性化で、その文脈での査証緩和ということについて発表しております。高いレベルでもこの問題を取り上げていますので、ロシア側の施策なので何ができませんとは申し上げにくいのですが、できるものを引き出していくと。ほかの国に比べたらまだ遅れている分だけ、やれることはいろいろあると思いますので、そういうものを模索していきたいと思って

います。

【要望】

おっしゃるとおり、ほかの国に比べると、ちょっと難しいところがあるのかなという感じはしていますけれども、やはり近い国でもありますし、もっともっと日本人が旅行しやすい環境づくりというのは引き続きお願いしたいというところではあります。

【回答】

ブラジルと日本との関係では、やはり双方の、相互の人の往来をもっともっと活性化させていこうというのはハイレベルの共通の認識でして、ちょっと前になってしましますが、2014年に安倍総理がブラジルに行かれた際に、日本の方からブラジル人に対する数次査証を初めて開始しますということを発表することができました。というのは、やはり先ほどもお話にありましたけれども、ビザの措置というのは原則、別に相互主義でなければいけないというわけではないのですけれども、やはり向こうから引き出すためにはこちらからもそれなりに措置をやっていかないといけないという側面がありましたので、それまでは既にブラジル政府から日本人に対するビザというのは数次ビザを出してくれていたのです。我が方からブラジル人に対しては基本一次ということで、ちょっと不均衡な状況で、むしろブラジル側が日本人に対していい措置をしてくれていたということなんですけれども、やはり人の往来をもっともっとということから、ブラジル人に対するビザというのを始めた。それが2014年8月に発表したんですね。発表から実際の措置を開始するまでにいろいろな調整が難航した面もありまして、実際に発給を開始できたのが今年の6月で、それで実際に数次ビザの発給が始まった。それで一応相互、お互いに数次ビザを発給することができたということに至りました。

それで、ちょっとその流れなんですけど、今年の2月に改めてその数次ビザに関する覚書というのを両国間で結びまして、これの趣旨は、今まで有効期間、滞在期間ではなくて、1回もらったビザが何年間使えるかという話で、それが90日ということだったので、数次ビザといっても、1回来てしまえば、そう90日の間にもう一度ブラジルに行ったり、日本に来てもらったりすることはあまりなくて、その主な用途としては、例えばブラジル人が来たときにアジアの国を周遊するとか、日本人が向こうに行ったときには南米の国を周遊する。こういうことの利便性はあったのですけれども、またもう一回行こうかなと思うと取り直さなければいけないという状況だったのですが、そこをちょっと改善して、1回来た後に翌年、次の年と、どんだんどん1回来てもらった人にコンスタントに来てもらうことができるようにしたりという観点で、有効期間を3年に延ばそうという試みをして、そこは合意しまして、今数次査証で有効期間3年のものが発給できるようになったというところ

ろに至って、現状はそういうところです。

今後ですけれども、やはりハイレベルの会合ですとか、あとはやはりブラジルとの関係では日系人の声がすごく大きくて、日本に頻繁に来たいという方もたくさんいらっしゃいますので、ゆくゆくは査証の免除をぜひお願いしたいですとか、もうちょっとその3年を、例えばブラジルはアメリカに対しては10年有効期間のビザを出しておりますので、そういうふうにもっともっと緩和を進めていきたい、進めてほしいという声もブラジルからいただくことは多いですので、それに呼応する形で、日本からももっとそういう措置を引き続き積極的に取り組んでいきたいというところはあるかと思います。ただ、やはりブラジルとの査免という話になりますと、なかなかちょっと、変な話で犯罪率の話ですとか、そういうところもより強く絡んできますので、そこは継続的に検討しつつ、課題の一つとしてわれわれとしては認識している感じです。

【要望】

オリンピックでつなぐ国ですから、ブラジルの次は日本ということで。距離は遠いですが、おっしゃるように日系人も多いですし、親近感のある国ですから、より行きやすいような策というのは引き続き取り組んでいただきたい。